

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-3
提出年月日	令和5年1月31日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-03	1	可搬型モニタリングポストを防潮堤の海側に置くかどうかの判断基準（優先順位）に関して手順に反映すること。 【第424回ヒアリング SA条文、技術的能力の事実確認（60条、1.17 監視測定等、46条、1.3 RCPB減圧）、地震PRAについて】	R4. 12. 16	本日回答		「泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等）」のID：221216-27にて回答		
221216-19	2	タイムチャート全般）活動開始からのタイムチャートとしているが、女川は事前打ち合わせも入っている。最新の審査実績を踏まえて、必要性を検討し、説明すること。	R4. 12. 16	本日回答		泊は活動開始時点からのタイムチャートを作成していたが、手順着手の判断後、要員が作業実施するにあたっては複数の要員が作業を分担して実施するため、事前の打ち合わせが必要であることから、最新の審査実績を踏まえて事前打合せをタイムチャートに追加した。 また、タイムチャートに事前打合せを追加したことにより、作業時間に変更が生じたため、関連する作業時間の記載を修正した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r. 6.0）」 P. 10, 11, 13, 15～16, 18, 20～23, 25, 27, 36～44, 50, 53, 72, 74, 90 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6.0）」 P. 13, 17, 19, 21, 23～24, 26, 29～31, 33～34, 43～48, 54, 57, 78, 80, 99	
221216-20	3	比較表 55ページ）TP「約」39m について記載を適正化すること。	R4. 12. 16	本日回答		緊急時対策所のT.P.の記載について、「約」を削除し、記載を適正化した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r. 6.0）」 P. 1. 17-53, 72, 74, 90 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6.0）」 P. 1. 17-57, 78, 80, 99	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-21	4	比較表（17ページ） 班長から班員への指示が記載されていないので、適正化すること。（水平展開要）	R4. 12. 16	本日回答		放管班長を「放管班員」に含めた形に記載を見直し、記載を適正化した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r. 6. 0）」 P. 1. 17-9, 11, 12, 14～15, 17, 19, 21～23, 25～26 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6. 0）」 P. 1. 17-12, 17～18, 20, 22, 24～25, 28～29, 31, 33～34	
221216-22	5	比較表（74ページ） 追而箇所については、適切にその旨記載すること。	R4. 12. 16	本日回答		60条と同様に追而箇所を記載した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r. 6. 0）」 P. 1. 17-67～68, 70 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6. 0）」 P. 1. 17-71, 73, 76	
221216-23	6	比較表（13ページ） 先行と比較して、モニタリングポストが多く、作業人員が少ないのに対して、作業時間が短い理由について説明すること。	R4. 12. 16	本日回答		以下の内容を相違理由に追記した。 代替測定の作業時間について、女川は泊に対して長い作業時間となっている。理由は女川の局舎間の移動時間は2班全体で約220分と積算しており、泊は局舎間の移動が比較的短く移動時間を短縮できるため1班全体で約40分と積算している。	資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6. 0）」 P. 1. 17-13	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-24	7	比較表（33ページ） 車両「等」の等に該当するものが無く、記載が不要であれば適正化すること。	R4.12.16	本日回答		車両以外の移動手段を考慮していない記述の「等」の記載を削除した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r.6.0）」 P.1.17-8,9,10,12,14,16~17,21~22,24~25,47~48,72 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r.6.0）」 P.1.17-11~13,18,20,22,24,28,30,32~33,51~52,78	
221216-25	8	比較表（72ページ） 「泊原子力発電所」の記載について、適正化すること。	R4.12.16	本日回答		誤記のため、記載を修正した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r.6.0）」 P.1.17-69 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r.6.0）」 P.1.17-74	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-26	9	比較表 81ページ) 電離箱サーバイメータの後の「)」が一つ抜けているので適正化すること。	R4. 12. 16	本日回答		誤記のため、記載を修正した。	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r. 6. 0) 」 P. 1. 17-77 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r. 6. 0) 」 P. 1. 17-83	
221216-27	10	海側に設置する可搬型モニタリングポストの設置場所に関して、防潮堤の外側と内側どちらに設置するかを判断するということについて、重大事故等時における監視測定の対応手段及びその優先順位を踏まえた上で、手順に明記すること。また、判断基準を手順で明確化すること。	R4. 12. 16	本日回答		以下の内容を追加し、判断基準を明確化した。 【追加内容】 「(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」 ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 <u>また、可搬型モニタリングポストの海側への設置について、発電所前面海域に津波注意報が発生している場合は、防潮堤内側のアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</u>	資料6-1「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r. 6. 0) 」 P. 1. 17-8~9 資料6-2「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r. 6. 0) 」 P. 1. 17-11	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。